

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま

四季だより 第28号

2019年3月

消費者相談や消費者被害に関する情報、
これって消費者被害かな？という疑問等
ありましたら、消費者ネットワークわかやま
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま事務局
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

消費者ネットワークわかやま 公開学習会

無縁社会と終活 ～人生のエンディングを考える～

2019年2月9日(土)に、NHK 名古屋放送局 チーフ・プロデューサーの板垣淑子さんを講師に、和歌山県勤労福祉会館プラザホープにて、公開学習会を開催しました。

無縁死は、2010年にNHKスペシャル「無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～」が放送されて以降も、急増しています。そのような中、自分の死後について考える終活が注目され、8000を超える終活業者が誕生しています。ただ、生前契約されたものが、死後に実行されているのかはわからず、実際に契約された内容が一度も実行されていない例も出てきています。

生前からNPO法人などにお金を払い、お墓の管理をまかせるなど、つながりをお金で買う事態が増えています。このような社会に対し、地域がどう向き合うかが重要です。神奈川県横須賀市では、自治体で葬儀社との生前予約を見守り、独居者の生前意思を民間連携で実現する事業に取り組んでいます。このように今後、国を挙げて、取り組みをすすめていく必要があります。

消費者トラブルの実例では、墓トラブルのお話がありました。墓を買った会社先が倒産してしまい、お金が返ってこないケースがあるそうです。

後見人センターの誕生や社会福祉協議会が公的なサービスを担うところも出てきていますが、やはり、生前から自分の死後に託せる人とのつながりをつくるのが大切だと、締め括られました。



<参加者の感想>

- ・今、夫と2人の墓を捜さないといけない状況ですが契約した会社が倒産する事があると聞き、考え直さなければと思いました。
- ・無縁社会に対して、自治体・国が支援する制度や体制を早期にすすめていく必要があると思った。
- ・地域の繋がり、人とのかわりを積極的にもたないといけないと感じました。生きる意欲を見つける事は大切だと思いました。
- ・死後、“人に迷惑をかけたくない”と現実を捉えた時、今後しっかり計画を立てたいと思う。・老人漂流社会、縁をお金で買う時代との言葉が印象に残った。判断能力のある内に家族が迷わないようエンディングノートを作るか生前整理も始めたい。また、社会との繋がりなど考える機会になった。

消費者行政ヒアリング調査を実施しました

2010年から2018年まで9年継続しています

消費者ネットワークわかやま世話人会とわかやま市民生活協同組合が合同で県下全市の消費者行政担当窓口を訪問し、現状の課題や今後の問題点などについてヒアリング調査を行いました。

各市ともにさまざまな取組みを展開していましたが、共通の課題として今後の予算と資格を有した相談員の確保、担当職員のスキルアップの意見が出されていました。



岩出市（11/21）

福祉部署と連携し民生委員児童委員総会や地域ケア会議など地域の見守り活動者に啓発を行っています。また、高齢者世帯調査時に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に啓発チラシを配布しています。

紀の川市（11/1）

教育委員会を通じて、学生を対象に啓発のパンフレットを配布しています。高齢者には啓発講座を開催しています。

橋本市（10/29）

橋本市消費生活センターでは、週5日で相談窓口を対応しています。また、市の消費生活サポーターや民生委員に注意喚起チラシを配布し、地域での見守り活動に活かしています。



和歌山市（11/20）

若者の消費者啓発に、小・中学校へ貸出する教材を購入しています。また、職員による出前講座や消費者教育講座を実施しています。

新宮市（11/26）

新宮市に、新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口を設置し、新宮市・東牟婁郡全町村の相談に対応しています。



海南市（11/26）

専門業者に委託し、消費生活相談や啓発講座等にとりくんでいます。

交付金の活用期間が終了するため、市独自の予算確保が今後の課題となってきます。

有田市（10/30）

警察への情報提供を行い、市民に注意喚起をしています。2018年度は計6回、公民館等で啓発講座を実施しました。

御坊市（10/29）

町内の介護福祉課・地域包括支援センター等と連携し、高齢者等に対する消費者被害防止を図っています。また、周辺市町村と連携し、日高地域消費生活相談窓口を設けています。

田辺市（11/20）

和歌山県消費生活センター紀南支所の相談員が、週4日、消費生活相談の対応をしています。在宅介護支援センターによる高齢者宅訪問の際に注意喚起チラシと啓発物品を配布しています。

☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体 19 団体(その内、特定適格消費者団体 3 団体)が活動しています。

◎「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(USJ)を運営する合同会社ユー・エス・ジェイに対して、WEBチケットストア利用規約のキャンセル及び転売禁止条項の使用の差止を申し入れました。

2016年9月消費者からの情報提供があり、「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(USJ)等のチケットを販売するWEBチケットストア利用規約(以下同社規約)について検討し、2017年4月以降、同社と文書等のやり取りをすすめてきましたが、同社規約の一部条項は消費者契約法 10 条に反し不当と思われる点があると判断し、当団体は同社に対して2018年12月5日付「申入書」を送付しました。

同社規約第3条：禁止行為について

1. お客様が、第三者にチケットを転売したり、転売のために第三者に提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。また、営利の目的として第三者にチケットを無償で譲渡することも禁止します。

同第8条：キャンセル、変更について

1. チケットの種別、理由の如何にかかわらず、購入後のキャンセルは一切できません。但し、法令上の解除または無効事由がお客様に認められる場合はこの限りではありません。

KC's では同社規約について、以下の点に問題があると考えています。

チケット購入者(消費者)は、購入後の事情変更等により同社の施設が利用できなくなった場合でも、施設利用契約(準委任契約)の解除という民法上認められている権利を全面的に制限されている上、チケットを有償譲渡(販売価格以下での譲渡も含みます)して購入代金を回収することも禁止されています。しかも、その制限は、チケットの種別・理由の如何を問わず一切できません。これら制限は、一方的に消費者の利益を害するものです。

◎「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売事業者に対する当団体の申入れ活動により、購入者への商品代金の返金が行われています

2017年11月消費者庁より景品表示法の違反で措置命令を受けた「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者 15 社に対し、消費者契約法の「不実告知」に該当するとして、表示を見て摂取するだけで容易に内臓脂肪及び皮下脂肪の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでに腹部の痩身効果が得られると思っ、商品を購入した消費者については、購入契約を取り消して、すでに消費した分も含めて商品代金の返金を求めることができるとして、KC's は 2018 年 3 月に販売業者 15 社に対し、申入れを行いました。

上記の申入れ合わせて、要請した定期報告に応じて頂けることとなった 12 社から、当団体に報告のあった返金者数は、2018 年 12 月 31 日現在合計 16,297 名となり、一定の消費者被害の回復がなされました。

KC's の訴訟・申入れ等について詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

消費者ネットワークわかやま 第9回総会のご案内

記念落語会 笑って脳力アップ ～だまされない脳をつくろう～



桂 福丸 さん

1978年神戸市生まれ。2007年2月、4代目桂福団治に入門。「福丸」の名付け親は作家の藤本義一氏である。天満天神繁昌亭ほか、各地の落語会・講演会に出演中。2013年にはクラシック音楽と落語のコラボレーション「寄席クラシックス 東京・代々木公演」に12カ月連続で出演。同年には震災復興イベントとして福島県でも開催された。2014年には大阪・新歌舞伎座でも公演。2014年4月には、自身の体験を基にしたビジネス書「怒られ力～新社会人は打たれてナンボ！（明治書院）」を出版。江崎グリコ株式会社などで新人研修に使用されている。

日時: **2019年4月20日(土)**

第1部: 第9回総会 13:00～13:45

第2部: 記念落語会 14:00～15:30

会場: 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 12階会議室(1201)

【お問い合わせ・お申込み】

消費者ネットワークわかやま事務局 TEL:073-474-1124

参加
無料

消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。

2019年度新規会員募集中!

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んできました。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報（四季だより）、消費者ニュース（消費者被害にあわないための啓発チラシ）をお届けしています。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、2018年度新規・継続会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

----- きりとりせん -----

消費者ネットワークわかやま加入申込書（新規・継続）

団体名または個人名 _____ 申込日 2019年 月 日

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい） _____

TEL: _____ メール _____

年会費 _____ 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 019502